

# 第3期光市障害福祉計画

平成24年3月  
光市



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の基本的視点 .....	3
4 計画の期間及び見直しの時期 .....	4
5 計画の策定体制 .....	4

## 第2章 障害者の現状

1 障害者手帳所持者数の推移 .....	5
2 身体障害児・者の状況 .....	6
3 知的障害児・者の状況 .....	9
4 精神障害者の状況 .....	11
5 障害程度区分の認定状況 .....	13

## 第3章 障害福祉サービス等の利用状況（第2期見込量との比較）

1 訪問系サービス .....	15
2 日中活動系サービス .....	17
3 居住系サービス .....	22
4 指定相談支援 .....	23
5 地域生活支援事業 .....	24

## 第4章 障害福祉サービス等の数値設定にあたっての基本的考え方

1 第2期計画から第3期計画へ .....	30
2 見込量算定にあたっての基本的考え方 .....	31
3 障害者自立支援法のサービス体系 .....	32

## 第5章 障害福祉サービス等の見込量（第3期）

1 訪問系サービス	33
2 日中活動系サービス	35
3 居住系サービス	38
4 相談支援	39
5 地域生活支援事業	41

## 第6章 障害福祉サービス等の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行の推進	45
2 施設から一般就労への移行の推進	47
3 就労支援事業の利用の促進	48

## 第7章 計画の推進及び進行管理

1 計画の推進体制	50
2 計画の進行管理	51

## 資料

1 障害福祉サービス提供事業所一覧	55
2 光市地域自立支援協議会設置要綱	58
3 光市地域自立支援協議会委員名簿	60
4 計画策定の経過	61

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

障害のある人が地域の一員として、地域社会の中で共に暮らす社会を実現していくためには、障害の有無にかかわらず、全ての人が、かけがえのない個人として、互いに尊重し合うなかで、障害のある人が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことが今後の重要な課題となっています。そのためには、地域に合ったきめ細かな計画を策定し、障害のある人のニーズに沿った障害福祉サービスの内容の充実と適切なサービスの提供基盤の整備が求められています。

このような状況に対応するため、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法（以下「法」という。）」においては、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、障害福祉サービスの一元化や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し「障害福祉計画」の作成を義務付けました。

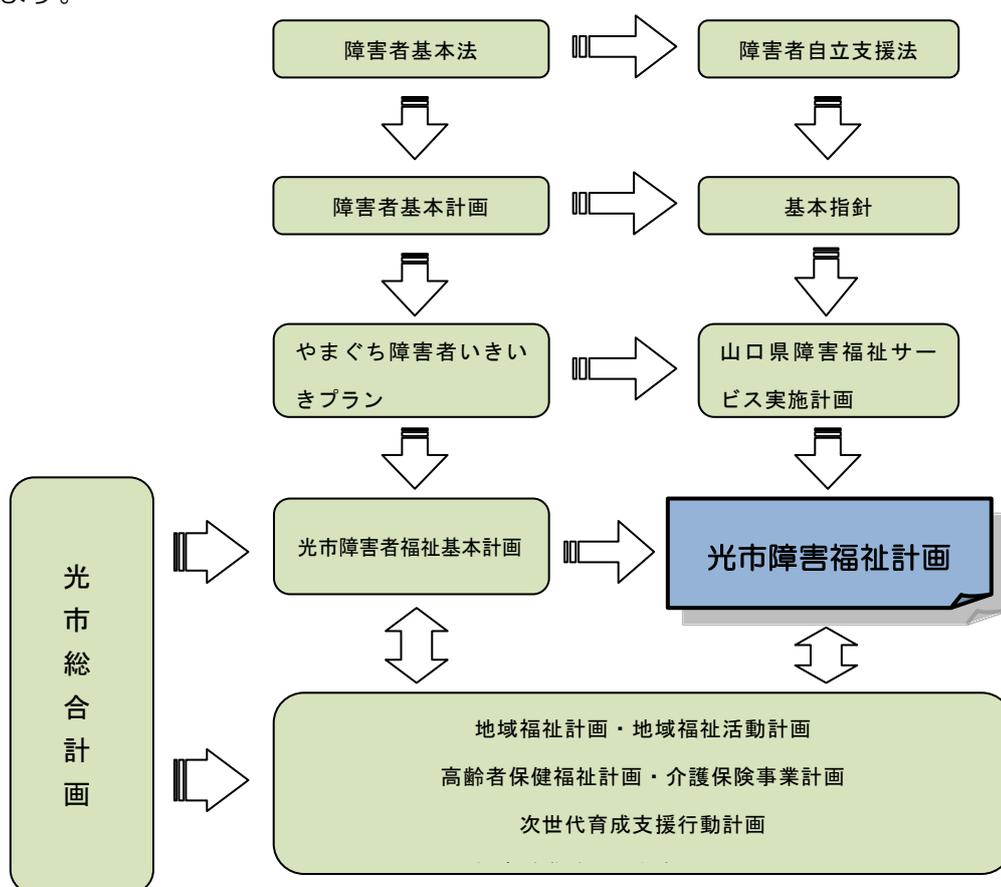
また、平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の更なる充実等が図られているところです。

このような背景の中、本市においても、第1期（平成18年度～平成20年度）及び第2期（平成21年度～平成23年度）の障害福祉計画を策定し、障害のある人の地域における自立した日常生活や社会生活に対する支援に取り組んでいるところですが、この度、新たに、次期計画となる「第3期障害福祉計画（計画期間：平成24年度～平成26年度）」を策定することとなりました。

本計画は、法の施行および整備法による法の改正を踏まえたうえで、国が示す「基本指針」に即し、山口県との連携のもと、周南圏域での調整を図りながら、平成26年度を目標年度とした今後3年間の障害福祉サービス等の見込量や数値目標等を明らかにするとともに、計画的な障害福祉サービスや相談支援等の円滑な実施の確保や提供体制の整備を図ることを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、法第 87 条の規定に基づく基本指針に即して、法第 88 条の規定に基づき策定するものです。また、策定にあたっては、「光市総合計画」の実現に向けた実施計画として、上位計画である「光市障害者福祉基本計画」はもとより、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を始めとした、福祉保健部内のその他の計画との調和を図ります。



### 障害者自立支援法（抜粋）

#### （基本指針）

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

#### （市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### 3 計画の基本的視点

本計画は、上位計画である光市障害者福祉基本計画の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる視点に配慮して策定します。

#### 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていきます。

#### 2 三障害に係る制度の一元化等

従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図ります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、精神障害者に含まれるものとして、法に基づく給付を行うとともに、その周知を図ります。

#### 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

## 4 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、計画期間を平成24年度から平成26年度までとし、最終年度である平成26年度中に見直しを行います。なお、今後の障害者施策の動向により、この計画に変更が必要な場合には、見直しを行います。

### 計画の期間

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
	光市障害者福祉基本計画				延伸期間				
	光市障害福祉計画 第1期計画		第2期計画			第3期計画			

※平成19年3月策定の「光市障害者福祉基本計画」については、障害者基本法の改正（平成23年）や障害者自立支援法の廃止による新法の制定（平成25年予定）等に伴う障害者施策への影響等を考慮し、計画期間の最終年度を平成22年度から、2年程度延伸をしており、次期障害者福祉基本計画については、今後の国の動向等を注視しながら、策定期期を検討することとしています。

## 5 計画の策定体制

### <意見の聴取>

計画の策定にあたっては、幅広い意見を聴取し反映することで、地域の実情に即した実効性のある内容にする必要があります。このため、障害のある人やその家族を始め、事業者や教育、雇用等の様々な分野で構成される「光市地域自立支援協議会」を意見集約の場として位置づけます。

### <関係部署・県との連携>

また、庁内の関係部署との協力体制はもとより、山口県との連携のもと、周南圏域（光市、周南市、下松市）での調整を行い、圏域でのサービス確保に努めるとともに、山口県の「山口県障害福祉サービス実施計画」との整合性を図りながら策定を進めます。

## 第2章 障害者の現状

### 1 障害者手帳所持者数の推移

本市における平成23年4月1日現在の人口は54,287人となっています。一方、障害者手帳所持者数は、平成23年4月1日現在2,436人で、総人口に占める割合は、4.49%となっています。

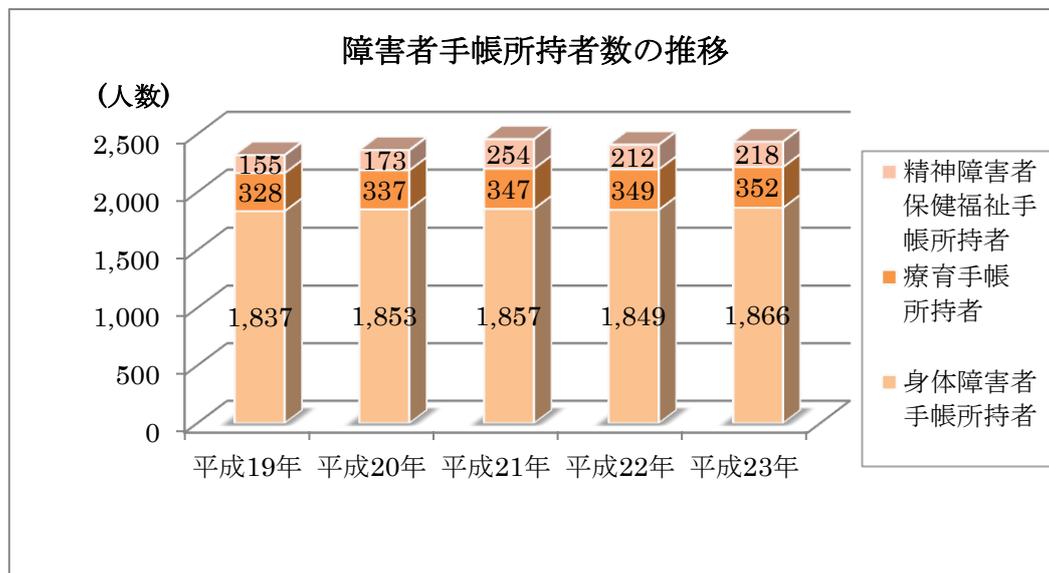
最近5年間の動向をみると、総人口は、1.94%減少しているのに対し、障害者手帳所持者数は、年平均約23人増えており、5%の増加となっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

年	総人口 (a)	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害者手帳所持者 (b)	対人口 (b/a)
平成19年	55,360	1,837	328	155	2,320	4.19
平成20年	55,107	1,853	337	173	2,363	4.29
平成21年	54,911	1,857	347	254	2,458	4.48
平成22年	54,641	1,849	349	212	2,410	4.41
平成23年	54,287	1,866	352	218	2,436	4.49

資料：各年とも4月1日現在の住民基本台帳登録及び外国人登録人口



## 2 身体障害児・者の状況

### (1) 年齢構成別の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成23年4月1日現在で、1,866人となっています。年齢構成別にみると、18歳未満のいわゆる障害児は39人(2.1%)、18～64歳は555人(29.7%)、65歳以上は1,272人(68.2%)で、65歳以上の高齢者が7割近くを占めています。

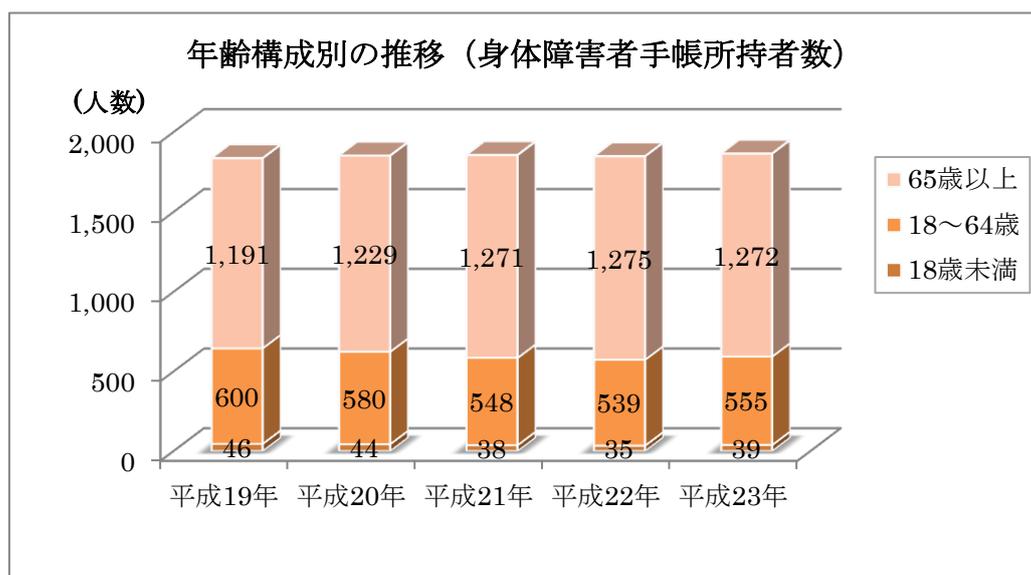
また、最近5年間の動向をみると、64歳以下が減少傾向にあるのに対し、65歳以上の高齢者の割合が増加傾向にあり、障害者の高齢化がうかがえます。この傾向は、今後も続くものと予測されます。

#### ■年齢構成別の推移（身体障害者手帳所持者数）

(単位：人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	構成比(%)
18歳未満	46	44	38	35	39	2.1
18～64歳	600	580	548	539	555	29.7
65歳以上	1,191	1,229	1,271	1,275	1,272	68.2
合計	1,837	1,853	1,857	1,849	1,866	100

注) 各年4月1日現在



## (2) 等級別の推移

障害の等級別にみると、平成23年4月1日現在、1級543人(29.1%)、2級277人(14.8%)、3級377人(20.2%)、4級442人(23.7%)、5級116人(6.2%)、6級111人(6.0%)となっており、1級から3級までの重度の障害者の割合が高く、64.1%を占めています。

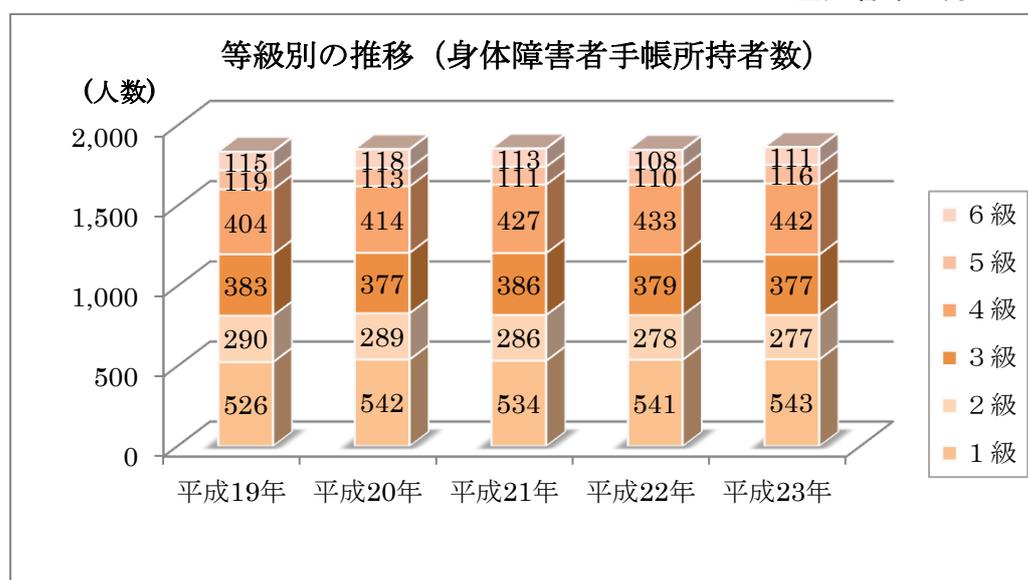
また、最近5年間の傾向をみると、4級が最も増えており、続いて最重度である1級となります。その他の等級については、微減傾向にあります。

## ■等級別の推移（身体障害者手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	構成比 (%)
1級	526	542	534	541	543	29.1
2級	290	289	286	278	277	14.8
3級	383	377	386	379	377	20.2
4級	404	414	427	433	442	23.7
5級	119	113	111	110	116	6.2
6級	115	118	113	108	111	6.0
合 計	1,837	1,853	1,857	1,849	1,866	100
1・2・3級所持者の割合 (%)	65.3	65.2	64.9	64.8	64.1	

注) 各年4月1日現在



(3) 障害部位別の推移

障害部位別にみると、平成23年4月1日現在、「肢体不自由」が977人(52.3%)と過半数を占めています。以下、「内部障害」577人(30.9%)、「聴覚・平衡機能障害」149人(8.0%)、「視覚障害」128人(6.9%)、「音声・言語機能障害」35人(1.9%)の順になっています。

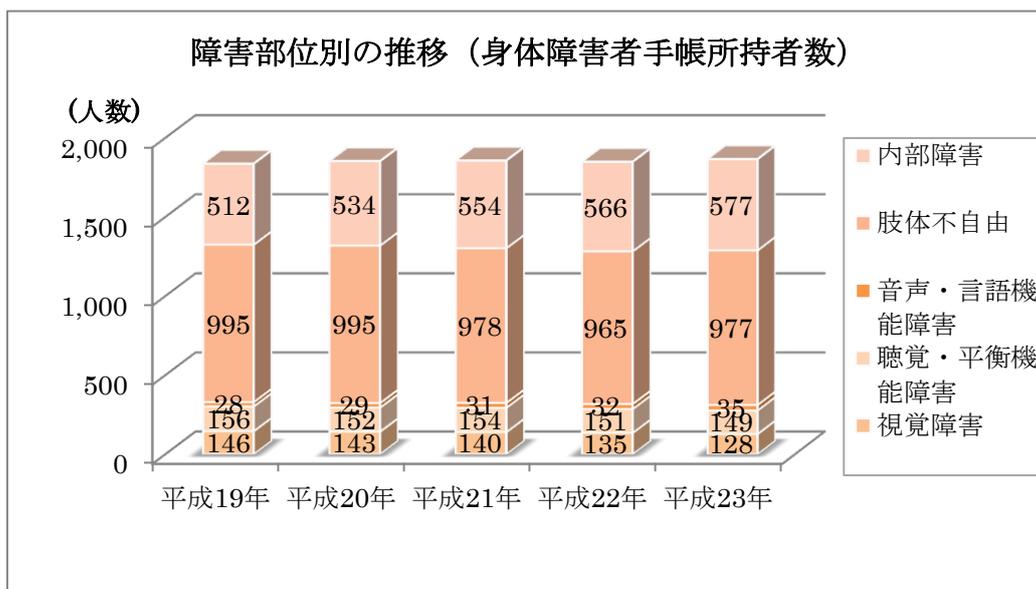
また、最近5年間の動向をみると、「内部障害」「音声・言語機能障害」が増加傾向にあります。

■障害部位別の推移（身体障害者手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	構成比(%)
視覚障害	146	143	140	135	128	6.9
聴覚・平衡機能障害	156	152	154	151	149	8.0
音声・言語機能障害	28	29	31	32	35	1.9
肢体不自由	995	995	978	965	977	52.3
内部障害	512	534	554	566	577	30.9
合 計	1,837	1,853	1,857	1,849	1,866	100

注）各年4月1日現在



### 3 知的障害児・者の状況

#### (1) 年齢構成別の推移

療育手帳所持者数は、平成23年4月1日現在で、352人となっています。年齢構成別にみると、18歳未満のいわゆる障害児は76人(21.6%)、18歳以上の障害者は276人(78.4%)となっています。

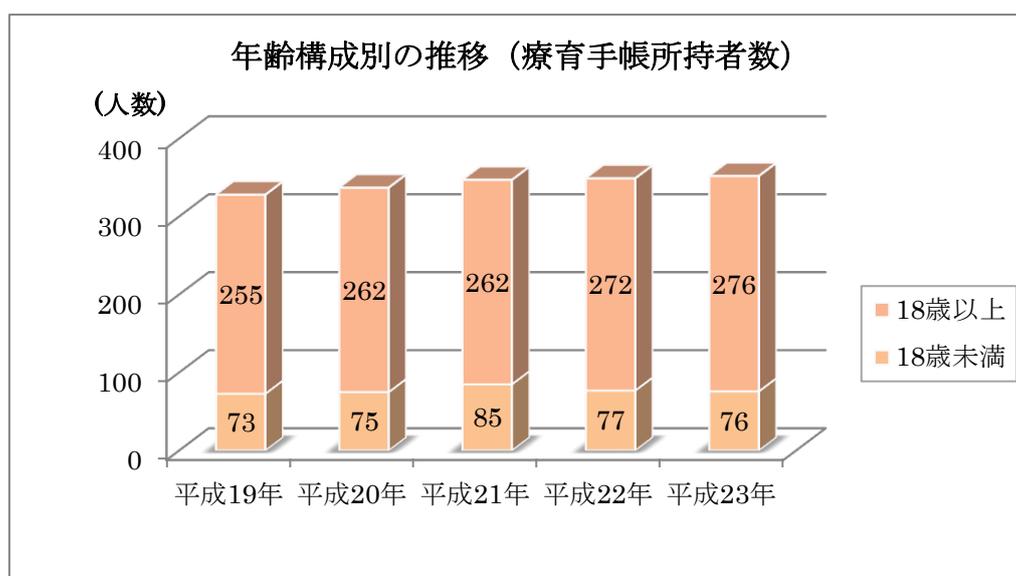
また、最近5年間の動向をみると、18歳以上の障害者が増加傾向にあります。

#### ■年齢構成別の推移（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	構成比(%)
18歳未満	73	75	85	77	76	21.6
18歳以上	255	262	262	272	276	78.4
合 計	328	337	347	349	352	100

注) 各年4月1日現在



(2) 障害程度別の推移

障害程度別にみると、平成23年4月1日現在で障害の程度が重い療育手帳Aの所持者数は193人、障害の程度が中・軽度の療育手帳Bの所持者は159人となっており、障害の程度が重い人が54.8%と過半数を占めています。

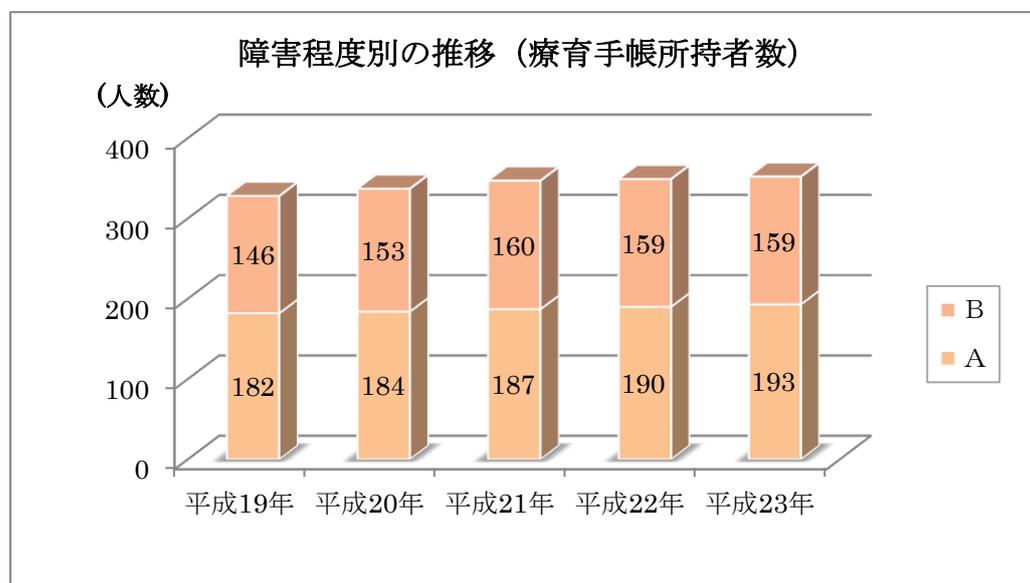
また、最近5年間の動向をみると、療育手帳Aの所持者も療育手帳Bの所持者も微増傾向にあることがうかがえます。

■障害程度別の推移（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	構成比(%)
A	182	184	187	190	193	54.8
B	146	153	160	159	159	45.2
合 計	328	337	347	349	352	100

注) 各年4月1日現在



## 4 精神障害者の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成23年4月1日現在で、218人となっています。障害程度別にみると、1級70人(32.1%)、2級112人(51.4%)、3級36人(16.5%)となっており、2級手帳所持者が過半数を占めています。

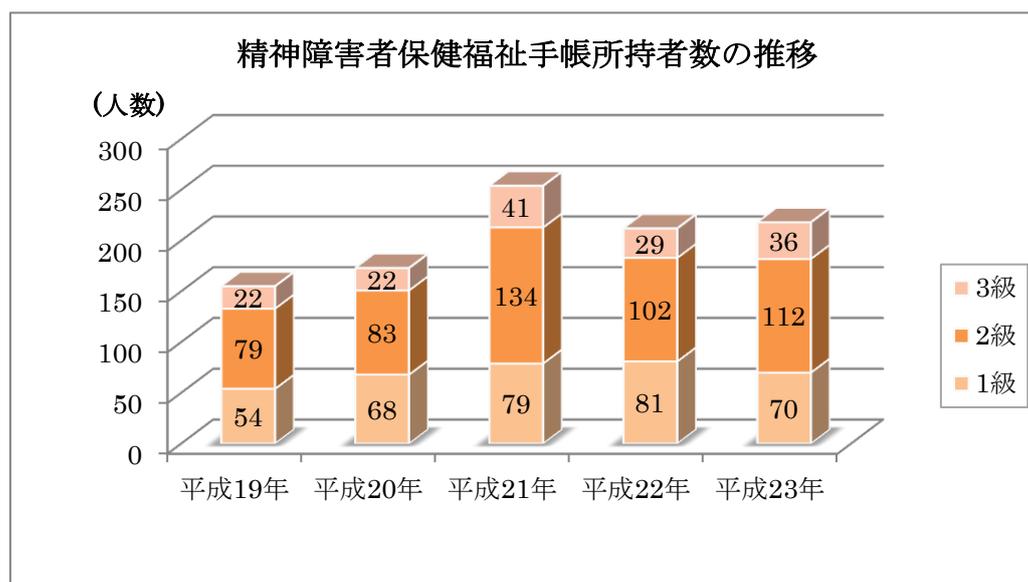
また、最近5年間の動向をみると、手帳所持者数は全体的に増加傾向を示しています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	構成比(%)
1級	54	68	79	81	70	32.1
2級	79	83	134	102	112	51.4
3級	22	22	41	29	36	16.5
合計	155	173	254	212	218	100

注) 各年4月1日現在



(2) 精神通院医療受給者数の推移

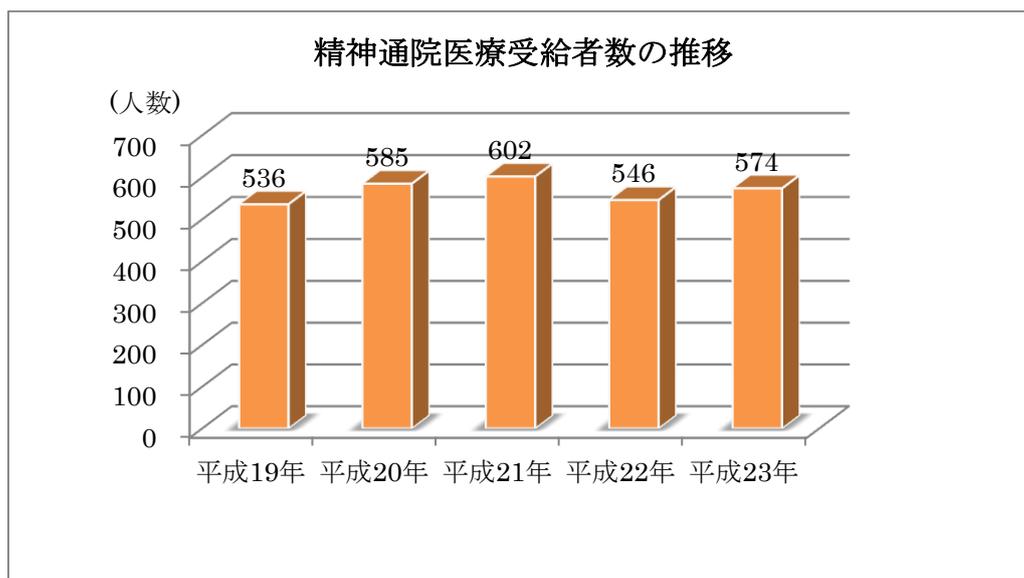
平成23年4月1日現在の精神通院医療受給者数は574人となっています。また、最近5年間の動向をみると、精神通院医療受給者が増加していることがうかがえます。

■精神通院医療受給者数の推移

(単位：人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
精神通院医療受給者数	536	585	602	546	574

注) 各年4月1日現在



## 5 障害程度区分の認定状況（平成23年4月末現在）

障害程度区分は、介護給付を行う際の介護の必要度を表すもので、6段階の区分（区分6が最も必要度が高い）により市が認定します。

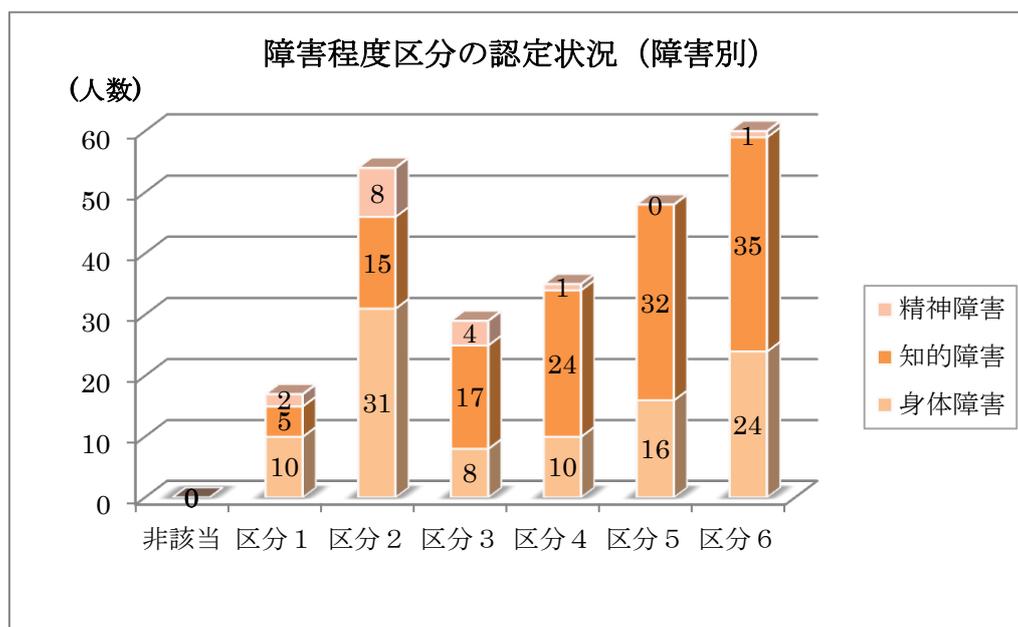
認定にあたっては、障害者の心身の状況等について、調査を実施した106項目の一次判定結果や特記事項、診断医の意見書をもとに、障害者自立支援審査会において審査判定を行います。

### (1) 障害別

障害程度区分の認定状況を障害別にみると、身体障害では区分2が31人と最も多く、以下、区分6、区分5と続いています。知的障害では区分6が最も多く、区分が下がるにつれて、人数も減少しています。精神障害では、区分2が最も多くなっています。

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	10	31	8	10	16	24	99
知的障害	0	5	15	17	24	32	35	128
精神障害	0	2	8	4	1	0	1	16
全 体	0	17	53	28	30	41	45	214

※重複障害の場合は、各障害に計上しているため、各障害の合計と全体計は一致しない。



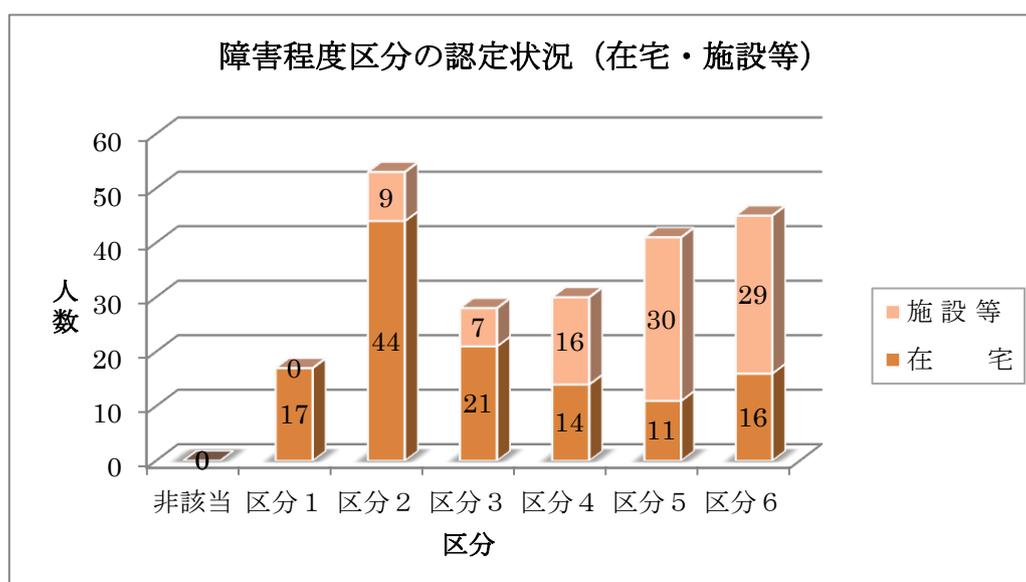
(2) 在宅・施設等別

障害程度区分の認定状況を在宅・施設等に分けてみると、在宅では区分2が44人と最も多く、以下、区分3、区分1、区分6と続いています。施設等では、区分5が30人、区分6が29人と多くなっています。

(単位：人)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
在宅	0	17	44	21	14	11	16	123
施設等	0	0	9	7	16	30	29	91
全体	0	17	53	28	30	41	45	214

※在宅にはグループホーム・ケアホームを含む。



## 第3章 障害福祉サービス等の利用状況（第2期見込量との比較）

### 1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者の居宅を訪問して、介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

#### (1) 居宅介護、重度訪問介護

##### <サービス内容>

居宅介護は、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

##### <第2期見込量に対する実績状況>

居宅介護については、見込量を大幅に下回る実績となっています。主な理由としては、平成22年度中に8人の対象者が介護保険制度や施設入所等へ移行したこと、新規利用者の伸びが見込みを下回ったこと等が考えられます。

重度訪問介護については、見込量を若干上回る実績となっています。主な理由としては、平成22年度後半からの新規利用者の月当たりの利用時間が伸びたためと考えられます。

（単位：時間／年）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	見込量	6,408	6,822	8,136
	利用実績	5,358	5,065	(見込)4,258
重度訪問介護	見込量	2,880	3,000	3,150
	利用実績	2,591	3,347	(見込)3,616

(2) 行動援護

＜サービス内容＞

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

平成 23 年度に移動支援利用者の移行を見込んでいましたが、実績はない状況となっています。主な理由としては、近隣に該当事業所はないものの、移動支援事業で同等のサービスを受けられること等が考えられます。

（単位：時間／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
行動援護	見込量	0	0	215
	利用実績	0	0	（見込） 0

(3) 重度障害者等包括支援

＜サービス内容＞

介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う事業で、一つの事業所が複数のサービスを包括的に実施するものです。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

平成 23 年度に重度訪問介護利用者の移行を見込んでいましたが、実績はない状況となっています。主な理由としては、本市に指定基準を満たす事業者はありませんが、複数のサービスを組み合わせることで同等のサービス提供が可能であること等が考えられます。

（単位：時間／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
重度障害者等包括支援	見込量	0	0	2,800
	利用実績	0	0	（見込） 0

## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

### (1) 生活介護

#### <サービス内容>

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業です。旧制度の身体障害者療護施設や知的障害者更生施設等、多くの施設の日中活動部分が平成 23 年度末を目途に生活介護に移行中です。

#### <第2期見込量に対する実績状況>

見込量に近い実績となっています。主な理由としては、同事業へ移行を予定していた多くの事業所が、平成23年4月までに移行が終了したこと、また、新規利用者も見込みどおり増加したこと等が考えられます。

(単位：人日／年)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	見込量	12,492	31,151	32,580
	利用実績	12,167	12,820	(見込) 32,894

（2） 自立訓練

＜サービス内容＞

自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業です。機能訓練については、標準利用期間が最長 1 年 6 箇月、生活訓練については最長 2 年となっています。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

機能訓練事業については、平成 21 年度に他県事業所への利用実績が 1 人分あるのみで、以降は実績がない状況です。主な理由としては、既利用者が介護保険制度へ移行したため、また、県内には 2 箇所の事業所がありますが、地域活動支援センターで同等のサービス提供を行っているためと考えられます。

生活訓練事業については、1 事業所 2 人が新体系へ移行し、また、新規利用者もありましたが、見込量を大幅に下回る実績となっています。主な理由としては、第 2 期の期間中に退院促進による精神障害者の新規利用が 11 人あると見込んでいましたが、4 人とどまったこと、既利用者の利用日数が伸びなかったこと等があげられます。また、新体系移行を予定していた 2 事業所 5 人が、他の事業に移行したことも影響しています。

（単位：人日／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	見込量	246	0	0
	利用実績	22	0	（見込） 0
自立訓練（生活訓練）	見込量	1,347	2,807	2,406
	利用実績	230	902	（見込） 905

(3) 就労移行支援

＜サービス内容＞

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

見込量を大きく下回る実績となっています。主な理由としては、当サービスへ平成22年度から移行すると見込んでいた1事業所10人が、他のサービスへ移行したためと考えられます。これを除外して分析すると、平成22年度、23年度は、見込以上の新規利用があり、利用実績は伸びている状況です。

（単位：人日／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	見込量	530	3,180	3,234
	利用実績	507	685	（見込） 882

（4）就労継続支援

＜サービス内容＞

A型は、雇用契約に基づく就労の機会を提供することにより、就労に必要な知識・能力の向上や一般企業等への就労移行に向けた支援を目的とした、必要な訓練を行う事業です。B型は、一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

A型については、見込量を若干下回る実績となっています。主な理由としては、平成21年度以降、A型へ新体系移行した事業所がなかったこと等が考えられます。平成23年度は新規利用者の増を見込んだ実績見込となっています。

B型については、見込量を大きく下回る実績となっています。主な理由としては、同事業に移行を計画していた1事業所9人が他の事業へ移行し、平成22年4月に移行を予定していた1事業所18人の移行が遅れているためと考えられます。これを除外して分析すると、新規利用もあるため、見込量には達していないものの利用実績は伸びている状況です。

（単位：人日／年）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援（A型）	見込量	2,944	3,208	3,480
	利用実績	1,622	1,706	（見込）3,008
就労継続支援（B型）	見込量	5,836	15,369	16,428
	利用実績	3,463	3,957	（見込）6,830

(5) 療養介護

＜サービス内容＞

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護並びに日常生活の世話をを行う事業です。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

見込量を下回る実績となっています。主な理由としては、第2期計画の策定時、児童福祉法に基づく施設である重症心身障害児施設が、平成23年度に障害者自立支援法に基づく事業所へ移行すると見込んでいましたが、障害者自立支援法改正に伴い、移行が先延ばしになっているものと考えられます。

（単位：人／年）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	見込量	2	2	22
	利用実績	2	2	（見込） 2

(6) 短期入所（ショートステイ）

＜サービス内容＞

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介助を行う事業です。現在、市内では知的障害者を主たる対象とする1事業所が指定を受けています。身体障害者、精神障害者については、近隣市町の施設の利用となっています。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

見込量を大きく下回る実績となっています。主な理由としては、第1期計画期間の利用者の伸び率から新規利用を見込んでいましたが、重度心身障害者の受け入れ事業所が近隣市町にないことや、対象者が施設へ入所したこと等が考えられます。

（単位：人日／年）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所	見込量	852	894	1,008
	利用実績	702	343	（見込） 541

### 3 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は日中活動系サービス等を利用します。

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

##### <サービス内容>

グループホームは、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う事業です。ケアホームは、グループホームの機能に加え、入浴、排せつ、食事の介助等を行う事業です。単身での生活が困難な人も多く、地域での住まいの場として、今後ますます利用希望が増加するものと考えられます。

##### <第2期見込量に対する実績状況>

見込量を大きく下回る実績となっています。主な理由としては、当サービスへ移行すると見込んでいた事業所が、他のサービスへ移行したこと、新規事業所の開設がなかったこと等が考えられます。また、退院促進による精神障害者の新規利用を、各年度9人～15人程度見込んでいましたが、1人～2人ととどまったため、利用実績は伸びていません。

（単位：人／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助	見込量	24	28	32
	共同生活介護	8	9	（見込） 11

#### (2) 施設入所支援

##### <サービス内容>

施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

##### <第2期見込量に対する実績状況>

平成22年度までは、見込量を下回る実績となっていますが、平成23年度はほぼ見込量通りの実績となっています。主な理由としては、平成23年度までに段階的に新体系移行すると見込んでいた9事業所60人が、平成23年度中に同事業へ移行したことがあげられます。

（単位：人／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	見込量	71	97	103
	利用実績	34	40	（見込） 102

## 4 指定相談支援

### <サービス内容>

知的障害者や精神障害者、重度の身体障害者等に対する障害福祉サービスの利用に係る相談や利用調整、サービス利用計画の作成等を行うものです。周南圏域にある3箇所の指定相談支援事業所と連携し、支援を行っています。

### <第2期見込量に対する実績状況>

見込量を大きく下回る実績となっています。主な理由としては、サービス利用状況等からサービス計画作成が必要と思われる者を抽出して見込んでいた見込めでしたが、利用に繋がらなかったことがあげられます。

サービス利用計画の対象者は、障害福祉サービスを利用する支給決定者であり、かつ住環境や生活環境の変化により支援が必要な人、単身で生活しておりサービス利用に関する連絡・調整ができない人等に限定されるため、全国的に利用実績が少ない状況です。

（単位：人／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
指定相談支援	見込量	5	10	15
	利用実績	2	4	（見込） 5

## 5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。

### (1) コミュニケーション支援事業

#### <サービス内容>

意思疎通を図ることが困難な障害者に、手話通訳者等を派遣して、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

#### <第2期見込量に対する実績状況>

見込量を大きく下回る実績となっています。主な理由としては、平成20年度に、利用頻度の高い利用者が市外に転出し、利用しなくなったこと、新規利用者が伸びなかったこと等があげられます。

（単位：回／年）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	見込量	40	40	40
	利用実績	12	14	（見込） 15

### (2) 日常生活用具給付事業

#### <サービス内容>

重度の障害者及び障害児に対し、生活の自立を促進するための用具を給付することで、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

#### <第2期見込量に対する実績状況>

見込量を大きく上回る実績となっています。主な理由としては、排泄管理支援用具の給付が増加していること等が考えられます。

（単位：件／年）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具給付事業	見込量	400	420	440
	利用実績	514	528	（見込） 661

(3) 移動支援事業

ア リフト付タクシー運行事業

＜サービス内容＞

車いす使用者や寝たきりの障害者及び高齢者に対する移動支援として、リフトやストレッチャーを装備したタクシーの運行事業を実施しています。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

ほぼ見込量通りの実績となっています。主な理由としては、事業の周知が図れ、利用者の拡大につながったこと等が考えられます。

（単位：件／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
リフト付タクシー 運行事業	見込量	1,100	1,100	1,100
	利用実績	990	915	(見込) 1,050

イ 移動支援事業

＜サービス内容＞

屋外での移動が困難な障害者（児）に対し外出支援を行う事業です。特に、視覚障害者や知的障害者（児）の利用が多い事業でもあります。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

ほぼ見込量通りの実績となっています。主な理由としては、委託事業所が4事業所から6事業所へ増加したこと、新規利用者が見込み通り増加したこと等があげられます。

（単位：時間／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	見込量	1,938	2,142	2,544
	利用実績	1,627	1,822	(見込) 2,493

（4）地域活動支援センター事業

＜サービス内容＞

障害者（児）に対して日中活動の場を提供し、創作活動や生産活動の機会や社会との交流促進を図る事業です。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

現在、心身障害者福祉作業所1箇所、周南圏域の相談支援事業所1箇所及び身体障害者デイサービスセンターの事業の一部を地域活動支援センターとして運営しています。

（単位：箇所数）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	見込量	3	3	3
	利用実績	3	3	（見込） 3

（5）視覚障害者生活訓練事業

＜サービス内容＞

視覚障害者生活訓練事業として、料理教室を開催し、調理指導、栄養指導を行っております。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

見込量を超える実績となっています。主な理由としては、平成 21 年度以降、新規の利用者が増加したこと、また継続した利用があること等があげられます。

（単位：人／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
視覚障害者生活訓練事業	見込量	5	5	5
	利用実績	7	6	（見込） 7

(6) 福祉機器リサイクル事業

＜サービス内容＞

不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする方に斡旋する事業です。資源の有効活用にもつながります。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

実績は、少しずつ上がっており、第2期見込量に近づいています。福祉機器の種類としては、下肢の機能を補完する車いすが大半を占めています。

（単位：件／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
福祉機器リサイク ル事業	見込量	10	10	10
	利用実績	6	8	（見込） 10

(7) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

＜サービス内容＞

スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るとともに、積極性や協調性を養うことで、障害者の社会参加の促進等を目的とした事業です。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

実績は、概ね第2期見込量に近い利用人数で推移しています。周南 3 市身体障害者ふれあいフェスタや光市心身障害児者体育大会を行っています。

（単位：人／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
スポーツ・レクリエーシ ョン教室開催等事業	見込量	350	350	350
	利用実績	328	331	（見込） 350

(8) 点字・声の広報等発行事業

＜サービス内容＞

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳等、障害者に分かりやすい方法により、市の広報等の必要度の高い情報を定期的に提供する事業で、特に視覚障害者に対する情報支援として重要な事業となっています。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

実績については、第2期見込量より下回っている状況です。

（単位：人／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
点字・声の広報等発 行事業	見込量	18	18	18
	利用実績	14	14	（見込） 14

(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業

＜サービス内容＞

障害者の社会参加の促進を図るための助成事業として、外出の機会を確保するためのものです。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

自動車運転免許取得助成については、運転免許を持っていない身体障害者に限られるため利用実績がなく、自動車改造費助成については第2期見込量に近い実績で推移しています。

（単位：人／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車運転免許取 得助成	見込量	2	2	2
	利用実績	0	0	（見込） 0
自動車改造費助成	見込量	3	3	3
	利用実績	4	2	（見込） 4

（10）日中一時支援事業

＜サービス内容＞

障害者（児）を障害者支援施設等で一時的に預かることで、障害者等に日中活動の場を提供し、日常的な訓練を行い、また障害者（児）を日常的に介護している家族の負担軽減を目的とする事業です。利用が急増しており、在宅生活を維持するために重要な事業の一つとなっています。当初 3 事業所に委託していましたが、利用者の需要に対応し、利用したい時に対応ができるよう、現在は委託事業所を 10 事業所に拡大しています。

＜第2期見込量に対する実績状況＞

平成22年度までは、見込量を下回る実績となっていました。平成23年度は、見込量を上回る実績となっています。主な理由としては、平成23年4月1日から、本市に障害児の受け入れができる事業所ができたこと、本事業の周知が図れたこと等があげられます。

（単位：回／年）

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	見込量	2,100	2,436	2,772
	利用実績	1,170	1,894	（見込）3,165

## 第4章 障害福祉サービス等の数値設定にあたっての基本的考え方

### 1 第2期計画から第3期計画へ

#### <第1期計画及び第2期計画>

第1期及び第2期計画におけるサービス見込量の設定については、利用者の増減の予測とともに、旧法施設の新体系（障害者自立支援法に基づく事業所）への移行を前提としたものとなっており、移行時点の利用者を基礎に見込量へ反映させるため、サービスによっては、大幅なサービス量の上昇を見込むものもありました。しかし、事業所によっては、当初予定していたサービスへ移行せず、他のサービスへ移行したため、結果的に見込量と利用実績にかい離のある実績となったサービスもあります。

#### <第2期計画からの変更点>

第3期計画では、整備法の施行や、障害者基本法の一部改正により、障害のある人が地域において自立した日常生活及び社会生活を送れるよう、サービスの追加や変更、相談支援事業の充実等が図られています。

主な変更点は、以下の通りです。

#### （1）同行援護の追加

整備法の施行により、平成23年10月から、介護給付対象サービスとして、同行援護が始まりました。同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うもので、第3期計画から新たに追加されることとなります。

#### （2）障害児支援の強化

児童福祉法の一部改正により、平成24年4月から、身近な地域で質の高い支援を提供することを目的とし、地域の障害児やその家族を対象とした支援や、保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等が開始されます。これに伴い、これまで障害者自立支援法のサービスの一つであった児童デイサービスが、児童発達支援及び放課後等デイサービスと名称が変わり、児童福祉法のサービスに位置付けられて実施されることになりました。このため、障害者自立支援法に基づく、第3期計画における障害福祉サービスとしての見込量の算定は行っていませんが、今後も継続して障害児支援に取り組みます。

### （3）相談支援事業の充実

整備法の施行に伴い、平成24年4月から、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かな支援を行うことを目的に、相談支援事業の充実及び支給決定プロセスの見直しが図られます。

これまでサービス利用計画は、指定相談支援として、特定の対象者のみに対し作成していましたが、平成26年までの3年間で、対象者をサービス利用者全員に拡大するとともに、サービス利用計画を踏まえたサービスの支給決定が行われることとなります。

また、施設入所者及び精神科病院に入院している障害者の地域移行を支援することを目的に、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が始まります。これに伴い、第2期計画での「指定相談支援」は、第3期計画では「計画相談支援」に変更され、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が新たに加わります。

## 2 見込量算定にあたっての基本的考え方

見込量算定にあたっては、障害者基本法の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとします。第2期計画の実績値及びその検証分析から、第3期見込量を算定します。また、周南圏域で行った総合支援学校在籍中の生徒の進路希望調査及び障害のある人からの相談を受ける中で、ニーズの把握に努めました。さらに、事業所と連携し、施設整備の予定を勘案し、見込量の算定を行いました。

### 見込量算定にあたっての基本的考え方

- ①第2期計画の進捗状況や各種サービスの利用実績等の検証分析を踏まえる。
- ②総合支援学校在校生（1～3年）を対象とした進路意向調査の結果を踏まえる。
- ③今後3年間に新たに施設整備予定のあるサービスについての情報を踏まえる。

### 3 障害者自立支援法のサービス体系



## 第5章 障害福祉サービス等の見込量（第3期）

### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護、重度訪問介護

居宅介護については、平成24年度以降、9人の新規利用者と退院促進による精神障害者の新規利用者3人を見込み、平成23年度までの介護保険移行者数を参考に見込量を算定しています。

重度訪問介護については、平成23年度中に、1人の利用者が介護保険施設に入所しました。現在の利用者が今後も継続的に利用すると見込んでいます。

（単位：時間／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	5,358	5,065	4,258	4,505	4,492	4,855
重度訪問介護	2,591	3,347	3,616	2,836	2,836	2,836

#### (2) 同行援護

同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスで、平成23年10月から自立支援給付事業へ位置づけられました。従来より、地域生活支援事業の一つである移動支援により、サービス提供が行われていました。

視覚障害者の自立生活や社会参加を促す重要なサービスの一つで、今後、サービスの周知による、新規利用者の増加を見込んでいます。

（単位：時間／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
同行援護	-	-	-	1,584	1,800	2,016

(3) 行動援護

指定基準を満たす事業者が近隣にないため、平成24年度以降も見込んでいません。今後、同サービスを行う事業所が整備されることが望めますが、必要なサービスについては、移動支援事業（地域生活支援事業）で同等のサービス提供を行ってまいります。

（単位：時間／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
行動援護	0	0	0	0	0	0

(4) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援事業は、一つの事業所が複数のサービスを包括的に実施するもので、現在のところ近隣に指定基準を満たす事業者がないため、第3期も見込んでいません。今後も、個々のサービスを組み合わせて利用することで、同等のサービスの提供を行ってまいります。

（単位：時間／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

平成 24 年度以降、平成 23 年度までの新規利用状況等から、市内事業所を中心に利用実績が伸びることを見込んでいます。また、総合支援学校在校生の利用希望も計上しています。さらに、児童福祉法一部改正により、これまで児童福祉法に基づき提供されていた、重症心身障害児（者）通園事業の利用者 5 人が、生活介護へ移行します。

今後も重度の障害のある人の訓練や日中活動の場としての利用が見込まれます。

（単位：人日／年）

区 分	第 2 期利用実績			第 3 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23(見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	12,167	12,820	32,894	35,722	36,250	37,050

### (2) 自立訓練

機能訓練事業については、県内に 2 箇所の事業所がありますが、市内から通所するには遠いこともあり、平成 24 年度以降計上しておりません。

生活訓練事業については、平成 24 年度以降の新規利用者を見込んでいます。また、退院促進による精神障害者の新規利用者 3 人を見込んでいます。

（単位：人日／年）

区 分	第 2 期利用実績			第 3 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23(見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練（機能訓練）	22	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	230	902	905	1,267	1,569	1,614

(3) 就労移行支援

平成 24 年度以降、総合支援学校卒業見込者の新規利用を見込んでいます。周南圏域には 2 事業所しかなく、定員にも限りがあるため、今後施設の整備が求められます。

(単位：人日／年)

区 分	第 2 期利用実績			第 3 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23(見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	507	685	882	1,614	2,421	2,825

(4) 就労継続支援

A型事業所は、本市に 1 事業所、周南市に 1 事業所と周南圏域に 2 事業所しかなく、定員数も少ないため、平成 24 年度以降、増加幅は減少となる見込みです。

B型事業所は、本市に 2 事業所、周南市に 6 事業所あります。総合支援学校卒業見込者のうち、就労移行支援事業を利用し、B型の利用が適当と判断されたものが、この事業を利用するものと見込まれます。また、平成 24 年度以降、退院促進による精神障害者の新規利用者 3 人を見込んでいます。

一般就労が難しい重度の障害のある人の就労の場、社会参加の場として、今後も利用が増加する見込みです。

(単位：人日／年)

区 分	第 2 期利用実績			第 3 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23(見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援 (A型)	1,622	1,706	3,008	3,228	3,497	3,766
就労継続支援 (B型)	3,463	3,957	6,830	15,064	15,601	16,542

(5) 療養介護

平成 23 年度現在、2 人の方が利用しています。児童福祉法一部改正により、これまで児童福祉法の施設に入所していた 18 歳以上の障害者 20 人が、平成 24 年 4 月以降、療養介護サービスを利用することとなります。今後も継続した利用が見込まれます。

(単位：人／年)

区 分	第 2 期利用実績			第 3 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23(見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	2	2	2	22	24	26

## (6) 短期入所（ショートステイ）

短期入所については、在宅生活を継続するためにニーズの高い制度であり、施設からの在宅移行に必要なサービスであるため、市内および近隣市町の事業所において、利用実績が伸びることを見込んでいます。

また、医療的ケアに対応できる事業所において、受け入れが徐々に開始されるよう整備が求められます。

（単位：人日／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	702	343	541	814	883	953

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

単身での生活が困難な人も多く、地域での住まいの場として、今後ますます利用希望が増加するものと考えられます。平成24年度以降、退院促進による精神障害者の新規利用者5人及び現在施設入所をしている6人が、共同生活援助・共同生活介護へ地域移行すると見込んでいます。

現在、本市には知的障害者を主たる対象とする1事業所がありますが、地域での生活を保障するため、社会福祉法人や特定非営利活動法人等とも連携を図りながら、住まいの確保に努めます。

（単位：人／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	8	9	11	15	19	23

#### (2) 施設入所支援

障害のある人の地域生活への移行に向けて、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実が図られる中、施設入所支援の利用意向は、依然高いものとなっていることから、総合支援学校卒業見込者及び退院促進による精神障害者の新規利用を、平成24年度、平成25年度は各2人、平成26年度は3人見込んでいます。

しかしながら、障害のある人の地域移行を進めるという国の方針に基づき、施設から共同生活援助・共同生活介護を含む、地域生活への移行を各年度8人と見込んでいます。施設入所者の地域生活への移行を進めるにあたっては、国や県の動向を注視するとともに、施設入所者の利用意向を踏まえ、社会福祉法人等と協議しながら支援の方策を検討します。

（単位：人／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	34	40	102	96	90	85

## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

計画相談支援については、平成 24 年度から、法制度改革の相談支援体制強化により、3 年間で段階的に、全サービス利用者に対象拡大する予定です。

（単位：人／月）

区 分	第 2 期利用実績			第 3 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23(見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	2	2	3	11	27	65

※第 2 期利用実績については、第 3 期見込量と単位を統一するため、第 3 章の利用状況の数値とは異なります。

### (2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者を対象に、地域で生活するにあたり、住居の確保や地域生活を送る上での相談、事業所等への同行支援等を行います。利用期間は 6 か月以内で、原則として 1 回に限り更新することができます。

月あたりの支給決定件数及びモニタリングの件数を考慮し、月に 1 人の利用を見込んでいます。

（単位：人／月）

区 分	第 2 期利用実績			第 3 期見込量		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23(見込)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	-	-	-	1	1	1

(3) 地域定着支援

居宅にて単身で生活している障害者や家庭の状況等により、同居している家族からの支援を受けられない障害者に対し、24時間の相談支援や緊急訪問、緊急対応等を行います。

月あたりの支給決定件数及びモニタリングの件数を考慮し、月に1人の利用を見込んでいます。

（単位：人／月）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域定着支援	-	-	-	1	1	1

## 5 地域生活支援事業

### (1) コミュニケーション支援事業

今後も、意思疎通を図ることが困難な障害者へ意思疎通の円滑化を図る事業として、事業の周知、派遣体制の充実を図ります。

（単位：回／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	12	14	15	21	21	21

### (2) 日常生活用具給付事業

重度の障害者及び障害児の生活の自立を促進する事業として、給付件数の増加が見込まれる事業です。今後も、引き続き事業の充実を図ります。

（単位：件／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日常生活用具給付事業	514	528	661	690	720	750

### (3) 移動支援事業

#### ア リフト付タクシー運行事業

車いす使用者や寝たきりの障害者及び高齢者の通院時等の移動手段として、ニーズの高い事業です。今後も安定した利用が見込まれるため、事業の継続に努めます。

（単位：件／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
リフト付タクシー運行事業	990	915	1,050	1,050	1,050	1,050

イ 移動支援事業

従来、移動支援事業として提供していたサービスのうち、視覚障害者の外出時における移動等の支援については、同行援護でのサービス提供となります。そのため、第3期見込量は減少すると見込んでいますが、同行援護と合わせると、現在の利用者に加え、新規の利用者が年々増加すると考えられます。今後の利用ニーズに対応できるよう委託事業所の拡大も視野に入れ、事業の充実を図ります。

（単位：時間／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	1,627	1,822	2,493	1,236	1,356	1,476

(4) 地域活動支援センター事業

障害者（児）に対する、創作活動や生産活動の機会や社会との交流促進を図る事業として、今後も、現在の3箇所において事業の充実を図ります。

（単位：箇所数）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	3	3	3	3	3	3

(5) 視覚障害者生活訓練事業

料理教室の開催や、栄養士等による調理指導、栄養指導を通じて、視覚障害者の生活の充実を図る事業として、今後も、広報掲載等により事業の周知を図ります。

（単位：人／年）

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障害者生活訓練事業	7	6	7	7	7	7

(6) 福祉機器リサイクル事業

資源の有効活用につながる事業として、今後も事業を継続します。

(単位：件／年)

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉機器リサイクル事業	6	8	10	8	8	8

(7) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者の社会参加の促進やスポーツを通じた身体機能の回復、また、様々な人との交流による心の健康等を目的とした事業として、今後もこの事業の継続と充実に努めます。

(単位：人／年)

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	328	331	350	350	350	350

(8) 点字・声の広報等発行事業

特に視覚障害者に対する情報支援として重要な事業です。必要度の高い情報を分かりやすく提供できるよう、引き続き事業の継続・周知を図ります。

(単位：人／年)

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点字・声の広報等発行事業	14	14	14	14	14	14

(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者の社会参加の促進を図るための助成事業として、外出の機会を確保するため、今後も引き続き事業を継続するとともに、事業の周知に努めます。

(単位：人／年)

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自動車運転免許取得助成	0	0	0	2	2	2
自動車改造費助成	4	2	4	3	3	3

(10) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、現在10事業所に委託しています。平成23年4月1日から、光市内での障害児の受け入れができる事業所ができたため、今後も大幅な実績の伸びを見込んでいます。平成21年度以降の実績増加分により数値を見込んでいます。

(単位：回／年)

区 分	第2期利用実績			第3期見込量		
	平成21年度	平成22年度	平成23(見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	1,170	1,894	3,165	3,588	3,876	4,146

## 第6章 障害福祉サービス等の数値目標

障害のある人の地域生活を進める上で、施設へ入所している人の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行は重点課題です。国の基本指針においても、この度の計画策定にあたり、「施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」「就労支援事業の利用者数」について、数値目標を設定するよう求めています。本市においても、国の基本指針を踏まえ、施設の整備状況等を勘案しながら、上記3項目についての数値目標を設定しました。

### 1 施設入所者の地域生活への移行の推進

ここでは、平成17年10月1日時点の全施設入所者を基準に、平成26年度末時点の「地域移行者数」及び「入所者削減数」の目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は、平成17年10月1日時点の施設入所者から、地域移行者数については3割以上、入所者削減数については1割以上削減することを基本としています。本市では、24人がグループホームやケアホーム等の地域生活へ移行することを目標値とします(25.2%)。また、施設入所者については、入院している退院可能な精神障害者のうち、3人の施設移行を想定し、10人削減することを目標値とします(10.5%の削減)。

目標達成には、その受け皿となるグループホームやケアホームといった地域生活の拠点整備が必要であり、山口県との連携のもと、現在入所施設を運営している社会福祉法人やNPO法人等と協力としながら整備を進めます。

項 目	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の施設入所者数(A)	95人	平成17年10月1日全施設入所者数(※)
目標年度入所者数(B)	85人	平成26年度末時点の利用人数
【目標値】 地域生活移行者数	24人 (25.2%)	施設入所からGH・CH等へ移行した者の数
【目標値】 入所者削減見込 (A-B)	10人 (10.5%)	退院可能な精神障害者の施設利用を見込んだ実績の削減数

※ 平成17年10月1日が国の基準

## ＜参考：施設入所者の地域生活への移行状況＞

項目	第1期終了時 (平成20年度末)	第2期終了時(見込み) (平成23年度末)
地域生活移行者数(C)	5人	7人
退院可能精神障害者の施設 入所者数(D)	0人	0人
入所者削減数(C-D)	5人	7人

第1期計画終了時(平成20年度末)では、5人の施設入所者がグループホーム、ケアホームへ移行しました。第2期計画期間(平成21年度～23年度)中には、新たに2人の施設入所者がグループホーム、ケアホームへ移行しました。その結果、現在のところ7人の施設入所者が地域生活へ移行しています。

退院可能な精神障害者については、退院後グループホームへ移行した利用者が1人いますが、施設入所した利用者は現在のところいません。

## 2 施設から一般就労への移行の推進

ここでは、平成 17 年度に施設利用から一般就労に移行した人数を基準に、平成 26 年度末時点の「施設から一般就労への移行者数」について、目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上となっていますが、本市では、既に、平成 19 年度に 1 人、平成 20 年度に 1 人、平成 21 年度に 2 人、平成 22 年度に 2 人の合計 6 人が一般就労へ移行しており、年間 1～2 人が一般就労へと移行している実績を踏まえ、目標値を 13 人（6.5 倍）と設定します。

障害のある人の地域生活を推進する上で、障害のある人が一般企業へ就職し、収入を確保することは、生活の安定を図るだけでなく、社会参加という非常に大きな意味があります。

目標達成には、障害のある人の能力や景気の動向によっても大きく変動することも考えられますが、施設での訓練の成果が社会で活用され、社会参加が実現できるよう、施設や職業安定所、相談支援事業所等とも連携を図りながら、目標の達成を目指します。

項 目	数 値	備 考
現在の年間 一般就労移行者数	2 人	平成 17 年度において施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	13 人 (6.5 倍)	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

### 3 就労支援事業の利用の促進

#### (1) 就労移行支援事業の利用の促進

ここでは、平成 26 年度末時点の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援事業の利用者数」について、目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は、平成 26 年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の方が就労移行支援事業を利用するよう設定されていますが、本市では、周南圏域内で同事業を行う事業者が少なく、確保できる定員数に限りがあること等から、目標値を 11 人（4.4%）と設定します。

就労移行支援事業は、障害のある人へ一定期間、一般就労に向けた必要な知識及び能力の向上のための訓練や求職活動に関する様々な支援を行います。また、一般就労後における職場への定着のために必要な相談や支援を行うことで、一般就労の継続をフォローします。

障害のある人が、この事業を利用することで、自分の適性に応じた職場、事業所を選択することが可能となり、生産活動及び社会参加の場の確保につながることから、山口県や事業所等と連携を図りながら、目標達成を目指します。

項 目	数 値	備 考
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	246 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	11 人 (4.4%)	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

※第 3 期計画より新たに設けられた目標

## (2) 就労継続支援（A型）事業の利用の促進

ここでは、就労継続支援（A型・B型）事業のうち、「就労継続支援（A型）事業の利用者数」について、目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は、平成26年度末における就労継続支援（A型・B型）事業の利用者のうち、3割の人が就労継続支援（A型）事業を利用するよう目標値が設定されていますが、本市では、近隣にあるB型事業所の利用実績が伸びている半面、A型事業所の設置数が少なく、定員も少ないという実情を踏まえ、目標値を18.9%と設定します。

就労継続支援（A型）は、障害のある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の様々な支援を行ものです。

今後も、就労継続支援（A型）を利用することにより、福祉の場における雇用の拡大を目指します。

項 目	数 値	備 考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	14人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	60人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（B）	74人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）／（B）	18.9%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用するもののうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

※第3期計画より新たに設けられた目標

## 第7章 計画の推進及び進行管理

障害の有無にかかわらず、誰もが地域においてお互いを尊重し合いながら生活できる社会を実現していくため、各関係機関と連携を図りながら、計画の推進を行います。また、本計画の進行管理を行う中で、サービス提供体制の強化を図ります。

### 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

#### (1) 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと、「光市障害者福祉基本計画」はもとより、「光市総合計画」や「地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画の進捗状況等の把握に努めるとともに、整合性を図りつつ、本計画を推進します。

#### (2) 関係機関との連携と協働

計画の推進にあたっては、法の施行及び整備法による法の改正等踏まえつつ、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要であるため、学識経験者や福祉従事者、公共職業安定所や企業等の様々な分野で構成される光市地域自立支援協議会との連携を図りつつ、協働の視点に立って、総合的な取り組みを行います。

#### (3) 周知・啓発及び地域との連携

障害のある人が、様々なサービスを利用しながら、地域において安心した生活を送るには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。そのため、広報紙やホームページ等において、本計画の周知を図るとともに、本計画や光市地域自立支援協議会の取り組みにおいて作成した「障害者サービス情報マップ」等を活用し、自治会や民生委員児童委員協議会等への働きかけにより、障害や障害のある人に対する理解の促進に努めます。

#### (4) 相談支援体制の充実

障害のある人のニーズに合ったきめ細やかなサービス提供を行うため、相談支援事業所をはじめとした各関係機関との連携のもと、相談支援体制の充実に努めます。また、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場である光市地域自立支援協議会を活用するとともに、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター等の設置について検討を行います。

## 2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、光市地域自立支援協議会において、サービス見込量の達成状況や地域生活への移行及び一般就労への移行状況等の進捗状況の管理を行うとともに意見の聴取を行い、推進に向けた対応を検討します。



# 資 料

事業所一覧

光市地域自立支援協議会設置要綱

光市地域自立支援協議会委員名簿

計画策定の経過



## 障害福祉サービス提供事業所一覧

### 1 相談支援事業所

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
総合相談支援センター ぱれっと	身・知	0834(29)3294	周南市久米 752-4
相談支援センター しょうせい苑	知	0833(43)9810	下松市生野屋南一丁目 7-11
地域生活支援センター ウイング	精	0834(21)4573	周南市泉原町 10-1

### 2 居宅介護・重度訪問介護事業所

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
光市社会福祉協議会訪問介護事業所		0833(74)3022	光市光井二丁目 2-1
光富士白苑訪問介護事業所		0833(72)6013	光市虹ヶ浜二丁目 5-12
介護舎	身	0833(74)0339	光市虹ヶ丘二丁目 21-22
ニチイケアセンター光		0833(74)2888	光市花園一丁目 13-12
生活サポーターおりづる		0833(48)8375	光市丸山町 1-12
やまびこヘルパーステーション		0820(49)3255	光市三輪 780-2
サンキ・ウエルビィ介護センター柳井		0820(24)1064	柳井市南町 1-8-4 西村ビル 1F
生楽訪問介護事業所		0834(32)4521	周南市南浦山町 3-5-201

### 3 生活介護事業所

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
光市身体障害者デイサービスセンター	身	0833(74)3050	光市光井二丁目 2-1
障害者支援施設ひかり苑	知	0833(77)2000	光市岩狩三丁目 1-2
特定非営利法人虹のかけ橋		0833(78)2017	光市室積松原 17-18

## 4 短期入所・入所施設事業所

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
障害者支援施設ひかり苑	知	0833(77)2000	光市岩狩三丁目 1-2
指定障害者支援施設第1しょうせい苑	知	0833(43)9810	下松市生野屋南一丁目 7-11
指定障害者支援施設第2しょうせい苑	知	0833(45)2425	下松市生野屋南一丁目 12-1
鼓澄苑	身	0834(29)5011	周南市久米 752-4
鼓ヶ浦整肢学園ひばり園	重心	0834(29)1430	周南市久米 752-4
城南学園児童部・更生部	知	0820(52)2554	田布施町川西 1144
障害者支援施設誘楽園	身	0820(53)1295	田布施町宿井 406
援護寮こすもす	精	0820(24)6601	柳井市柳井 1973
緑風園	身	0827(63)1155	岩国市由宇町 980-1

## 5 ケアホーム・グループホーム事業所

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
森林の里	知	0820(48)4560	光市塩田 1049
ケアホーム・グループホーム久米	知・精	0834(39)3755	周南市久米 716-4
城南学園グループホーム	知	0820(52)2554	田布施町川西 1144

## 6 児童デイサービス

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
特定非営利法人虹のかけ橋		0833(78)2017	光市室積松原 17-18
きかん車		0833(91)7100	周南市大河内 256-14

## 7 就労継続・移行支援事業

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
森林の里	知	0820(48)4560	光市塩田 1010-1
ふれあいショップ一粒の麦	知・精	0820(23)7659	柳井市中央三丁目 14-15
ワークショップ白壁		0820(22)3989	柳井市柳井 3842-6
社会就労センターセルフ周陽		0834(28)5333	周南市周陽二丁目 8-28
周南あけぼの園		0834(39)3755	周南市久米 716-4
なべづる園		0833(91)6793	周南市小松原 408
さわやか工房		0834(33)5828	周南市糺町二丁目 67-1
就労継続支援施設よろこびの里		0834(62)2635	周南市温田二丁目 2-16-3
大和あけぼの園		0820(49)3000	光市束荷 21-2
光あけぼの園		0833(74)3333	光市木園 1918-1

## 8 日中一時支援委託事業所

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
障害者支援施設ひかり苑		0833(77)2000	光市岩狩三丁目 1-2
特定非営利法人虹のかけ橋		0833(78)2017	光市室積松原 17-18
指定障害者支援施設第1しょうせい苑		0833(43)9810	下松市生野屋南一丁目 7-11
指定障害者視線施設第2しょうせい苑		0833(45)2425	下松市生野屋南一丁目 12-1
城南学園児童部・更生部		0820(52)2554	田布施町川西 1144
柳井ひまわり園		0820(24)1100	柳井市大字伊保庄 4472
緑風園		0827(63)1155	岩国市由宇町 980-1
障害者支援施設ひらきの里		083(929)0312	山口市仁保中郷 43 番地
華の浦学園		0835(22)3280	山口市大手町 9-6
てご屋自立支援センター		0836(39)3451	宇部市常盤台一丁目 2576-2

## 9 移動支援

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
光市社会福祉協議会訪問介護事業所		0833(74)3022	光市光井二丁目 2-1
ニチイケアセンター光		0833(74)2888	光市花園一丁目 13-12
生活サポーターおりづる		0833(48)8375	光市丸山町 1-12
スマイルネット防府		0835(27)6700	防府市大字佐野 152-1
サンキ・ウエルビィ介護センター柳井		0820(24)1064	柳井市南町 1-8-4 西村ビル 1F
アス・ヘルパーステーション		083(941)5656	山口市駅通り一丁目 3-10

## 10 その他通園施設

事業所名称	主障害	電話番号	所在地
光市福祉作業所「つつじ園」	身・知	0833(78)0281	光市室積新開一丁目 4-1
鼓ヶ浦整肢学園つばさ園	未就学	0834(29)1430	周南市久米 752-4
鼓ヶ浦整肢学園あゆみ園（重心通園）	重心	0834(29)1430	周南市久米 752-4

\* H24.3.31 現在の近隣市において利用実績のある事業所等

\* 主障害・・・特定した障害に主に対応。

(身：身体障害 知：知的障害 精：精神障害 重心：重症心身障害児(者))

## 光市地域自立支援協議会設置要綱

平成 20 年 6 月 30 日

告示第 108 号

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 1 号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、光市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画の進行管理に関すること。
- (6) その他必要と認められること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉従事者
- (4) 行政機関
- (5) その他関係団体

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、その者の職務により委嘱された者がその職を有しなくなったときは、後任者を補欠の委員とし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

## 光市地域自立支援協議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
障害者関係団体	笠 井 弥太郎	光市身体障がい者福祉更生会会長
	石 川 國 夫	光市視力障がい者協会会長
	宮 崎 盈 行	光市肢体不自由児者父母の会会長
	木 村 武 士	光市手をつなぐ育成会会長
	田 中 紘 子	周南さわやか家族会会長
福祉従事者	国 澤 宗 厳	障害者支援施設ひかり苑施設長
	守 田 洋 子	光市中心身障害者福祉作業所つつじ園所長
	室 本 好 重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
	岩 佐 光 恵	NPO 法人「虹のかけ橋」理事長
	埜 亮 次	大和あけぼの園施設長
その他関係団体	西 川 公 博	光市社会福祉協議会会長
	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会長
行政機関	河 杉 由紀子	下松公共職業安定所上席職業指導官
	吉 野 孝	周南健康福祉センター保健福祉企画室長

## 計画策定の経過

年 月 日	会議等の概要
平成 23 年 8 月 25 日	第 1 回光市地域自立支援協議会 (第 3 期障害福祉計画策定協議) 実施
平成 23 年 11 月 2 日	第 2 回光市地域自立支援協議会 (第 3 期障害福祉計画策定協議) 実施
平成 23 年 12 月 9 日	光市議会市民福祉委員会へ報告
平成 23 年 12 月 22 日	第 3 回光市地域自立支援協議会 (第 3 期障害福祉計画策定協議) 実施
平成 24 年 1 月 12 日～ 2 月 10 日	パブリックコメント実施 (提出意見なし)
平成 24 年 3 月 6 日	光市議会市民福祉委員会へ報告
平成 24 年 3 月 14 日	第 4 回光市地域自立支援協議会 (第 3 期障害福祉計画策定協議) 実施